

草津廣報



いいでゆ



門松づくり

2009年

1月号

第529号

歩み入る者にやすらぎを 去りゆく人にしあわせを



新年のごあいさつ

草津町長 中澤 敬



皆さん新年あけましておめでとうございます。

昨年は町政全般につきましてご理解とご尽力を寄せていただき誠にありがとうございました。

この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

昨年において、やはり一番に喜ばしいこととして上げられますのは、平成十五年以来、二度目となります天皇皇后両陛下に行幸啓賜り、草津夏期国際音楽アカデミーをご鑑賞いただいたことがありました。

音楽アカデミーも本年で三十四回という記念の年を迎えますが、草津町を象徴する素晴らしいイベントとして定着いたしました。

ここに至るまでには、本当に多くの方々に様々なご尽力を賜り、特に関係者やスタッフの方々の汗なくしては成し遂げることはできません。

改めまして感謝の意を表するとともに、天皇皇后両陛下を町を挙げて歓迎できましたことを、併せて誇りに思うと

もに、町民の皆様に対しても、感謝申し上げる次第であります。

そしてもう一つ、町民の皆さんに感謝を申し上げたいことがあります。

昨年、産業廃棄物の最終処分場の計画と婦恋村での地熱開発の計画が持ち上がったとき、これらに対して反対の署名をお願いしましたところ、実に多くの方々に賛同をいただきました。

特に地熱開発への反対集会を湯畑で開催したおりに、多くの町民の方々にご参加をいただきました。

ここに、改めまして感謝の意を表したいと思います。言うまでもなく、湯の町「草津」にとりましては、温泉が命の源であります。すべてであると言っても、決して過言ではありませぬ。先人が守り続けてきた、大切な源泉を、私たちも同じように大切に守り続けていくことを、年頭にあたり、改めて宣言させていただきます。

また、多くの方々にご賛同

いただきました署名簿につきましては、それぞれ県や国の所轄官庁に陳情に行き、私たちの意志の強さを伝えてまいりました。

昭和の時代と違い、行政と議会が顔を出せばそれで大丈夫、という時代ではありませぬ。何よりも住民のパワーが一番の力となり、説得力となります。

私たちが守りたいと願う源泉と草津町の自然の大切さを充分に伝えることができました。改めまして皆様に感謝を申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと様々な事件、事故やイベントがありました。

中国で開催された北京オリンピック、アメリカ大統領選挙等々、皆さん、覚えておられると思います。

そのほかにも、餃子への農薬混入事件をはじめとする食品問題の数々、サブプライムローン問題に起因する世界的な金融危機、石油価格も

現在は落ち着いてきておりますが、一時はかなり高い水準にあり、原材料価格等の高騰に伴う物価の上昇は今も続いております。

全体として暗いニュースが目立った年であることは否めません。

時代が、大きな転換期を迎えているのかもしれない。アメリカの大統領選挙がそれを象徴する出来事だったような気がします。

オバマ次期アメリカ大統領の勝利演説の中で、特に印象に残っている言葉があります。

「民主党のアメリカではなく、共和党のアメリカでもない。老人のアメリカでもない。若者のアメリカでもない。私たちは一つのアメリカという国である。」

そこには、対立を乗り越え、問題を共に解決しようという姿勢があります。

お互いの相違点を認め、対話を続け、共に前進しようとする強い意志があります。

私たちも、ふるさと草津町のために、同じように強い意志をもって、共に前進をしていこうではありませんか。

それぞれの人によって立場が違い、主義主張は違います。

それぞれがそれを認め合い、それを共通の出发点として、問題に取り組む、障害を乗り越え、困難を解決していかない限り、現在我々が直面している多くの壁を乗り越えていくことすらも難しいのではないかと思います。

昭和が終わりを、平成へと時代が変わったときはバブル経済に世間はわいていました。

そしてそのバブルがはじけ、失われた十年と言われる不況に我々は苦しみました。

バブル経済の本質は、土地を投機対象としたことにあります。

必要以上に土地の価格を引き上げ、その反動が社会を揺さぶり続けてきたのです。

そして、今回の金融不況、マネーゲームなどと言われるように金融を投機対象とした結果が今回の不況につながったのです。

私たちはバブル経済と、その破綻から何も学ばなかったのでしょうか。

観光の町、草津にとつて、景気の動向は強い影響力を

持っています。

草津町は、観光の町、草津にとつて、景気の動向は強い影響力を持っています。

草津町は、観光の町、草津にとつて、景気の動向は強い影響力を持っています。

草津町は、観光の町、草津にとつて、景気の動向は強い影響力を持っています。

草津町は、観光の町、草津にとつて、景気の動向は強い影響力を持っています。

草津町は、観光の町、草津にとつて、景気の動向は強い影響力を持っています。

草津町は、観光の町、草津にとつて、景気の動向は強い影響力を持っています。

草津町は、観光の町、草津にとつて、景気の動向は強い影響力を持っています。

草津町は、観光の町、草津にとつて、景気の動向は強い影響力を持っています。

草津町は、観光の町、草津にとつて、景気の動向は強い影響力を持っています。

持っています。これまでの経験を活かし、さまざまな創意工夫を重ね、この状況に立ち向かっていかなければなりません。

そうした視点に立つとき、一番大切なことは「原点復帰」することではないでしょうか。我々は何を持ち、あるいは持っているのか。何ができて、何ができないのか。我々の長所はどこにあり、短所はどこにあるのか、冷静に見極めることが大切なことであると考えます。おこった気持ちを排し、謙虚な心で、自分たちの置かれた状況を判断し、慎重に対処すれば、必ずや希望の道は見えてくるものであると私は信じ、「原点復帰」の時期であると心に強く感じております。

インターネットに代表される情報化社会も、以前からは考えられないほどの発展を遂げました。草津町での小さな出来事が、瞬く間に、日本のみならず全世界に伝えられています。一つの出来事が、一つの反応を呼び、それに対する反応が更なる事態を呼び起こす。私たちが社会を見ているように、私たち草津町も社会に見られているのです。それを忘れることなく、毎日毎日の日々の暮らしの心がけを大

切にさせていただきたいと思っております。

福田首相が始めました消費者庁の創設や中小企業対策は、引き続き今の麻生首相の下でも行われております。また、麻生首相の行おうとしている定額交付金や道路特定財源の一兆円の方への交付などは、いまだ形が明らかではありませんが、草津町としては国や県と、歩調を合わせて、ここ草津町に住む人のため、訪れていただくお客様のため、取り組んでまいりますので、引き続き町民の皆様のご支援とご協力を賜りたく、切にお願い申し上げます。

最後になりますが、昨年と同様に、今年も町民の皆様が先頭に立って、観光の町「草津」を大いに盛り上げ、「日本一元気なまち くさつ」を全国に発信し、町民憲章「歩み入る者にやさしさを」を語りゆく人にしあわせをの言葉を、すべての人が実感することができるよう、皆様のご協力をいただきますようお願いすると共に、皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成二十一年一月五日

草津町長 中澤 敬

新春の賀詞交歓会

1月5日、役場大会議室にて賀詞交歓会が行われ、次の方々が表彰されました。

特別表彰

前サスバ草津監督

植木 繁晴様

サスバ草津の監督としてJ2昇格を果たすなど、チーム発展のため多年にわたり多大なる功績を残されました。

退職者表彰

前町医 (故)

布施 正美様

前本町区長

松浦 春雄様

前西殿塚区長

上坂 肥司様

前鈴蘭区長

諸星 武司様

前農業委員

奥山 隆志様

前農業委員

中沢 丹司様

前社会教育委員

本多 銀造様

前国保運営協議会委員

(故) 布施 正美様

前体育指導員

安西 一男様

在職者表彰

山口 謙史様

農業委員

須賀 昌五様

社会教育委員

本多 泰様

文化財調査委員

山口 昭夫様

文化財調査委員

水出 一三様

文化財調査委員

安藤 安正様

前口区長

黒岩 順市様

南本町区長



善行表彰

浅川 とめ様

町のために多額の金員を寄付していただきました。

山口 鶴男様

町のために多額の金員を寄付していただきました。

(故) 金刺 榮様

町のために多額の金員を寄付していただきました。

細井 均様

町道立町一号线道路敷地として貴重な土地を無償提供していただきました。

細井 龍次様

町道立町一号线道路敷地として貴重な土地を無償提供していただきました。

群馬県知事表彰受賞報告

この度、草津町食生活改善推進協議会(宮崎清子会長・会員35名)が健康増進(栄養・食生活改善)部門において県知事表彰を受賞しました。

国や県の流れを受け、草津町でも昭和59年9月に発足した協議会(中条保健所・現在中条保健所(保健所)や町で開催した婦人健康大学の修了者が認定され、構成された全国組織の女性ボランティア団体です。以来、24年にわたり「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、保健センターを拠点とした町民の健康づくりのお手伝いを行なっております。本日は宮崎会長、山本副会長、三ツ木副会長が町長室を訪れ、受賞報告を行ないました。



所得税は確定申告は

自分で書いてお早めに

平成20年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成21年2月16日(月)から同年3月16日(月)までです。

税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日等)は通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、一部の税務署では、2月22日と3月1日に限り、日曜日でも確定申告の相談・申告書の受付を行います。また、申告書は郵便や信書便による送付又は税務署の時間外受取箱への投函により提出することができ

ます。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、税務署におたずねください。

◎申告書を作成するときは

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力して所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成し、プリンタを使って印刷した「書面」を税務署に提出することができます。また、e-Tax用のデータを作成して、電子申告書(e-Tax)をすることもできます。

「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできます。期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で書いて、できるだけお早めに提出してください。

◎納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税の納期限は平成21年3月16日(月)です。金融機関(歳入代理店)又は所轄の税務署で納付してください。また、電子納税を利用される場合は自宅やオフィスのインターネット等を利用して納付できます。詳しくは、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。

※納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。口座振替を新たにご利用になる場合又は転居等により所轄の税務署が変わった場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。

◎還付される税金がある場合の受取方法について

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」に、振込先金融機関名、預貯金の種別及び口座番号(ゆうちょ銀行の場合は、記号番号のみ)を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座はご本人名義のものに限ります。

◎確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしないかたり、誤った申告をしたりすると、新たに加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

一年間の所得金額と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行ってください。

「申告書の税務署への送付について」

申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に送付された場合、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日を提

出日とみなすこととなりますが、それ以外の場合には、税務署に到達した日が提出日となります。申告書はお早めに提出いただくとともに、送付により提出される場合には、必ず郵便又は信書便を利用されるようご留意願います。詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。また、これまでの小包郵便物は、郵便法の定める郵便物ではなくなり

ましたのでご注意ください。(ゆうパック、EXPA CK500、ゆうメール、ポスバケットでは、信書を送付することができません。)詳しくは、郵便事業株式会社ホームページをご覧ください。

◎平成20年分の「財産をもらった場合の贈与税の申告」及び「土地・建物、株式等をお売りにした場合の所得税の確定申告」について

平成20年中に財産をもらった方は、2月2日(月)から3月16日(月)までの間に贈与税の申告書を所轄(中之条)税務署に提出してください。また、平成20年中に土地・建物、株式等をお売りになった方は、2月16日(月)から3月16日(月)までの間に所得税の確定申告書を他の所得と一緒に記載し提出し

てください。贈与税の申告書や所得税の確定申告書の作成につきましては、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

申告書などの用紙が必要な方は、国税庁ホームページの「申告納税手続」から印刷をしていただくか、税務署又は市町村の窓口でお受け取りください。

※土地・建物、株式等をお売りになった場合の所得税申告につきましても、電子申告(e-Tax)での申告をお勧めします。なお、贈与税の申告につきましては電子申告(e-Tax)での申告はできませんのでご注意ください。

詳しくは国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、税務署におたずねください。中之条税務署

TEL0279-75-3355

町民税(住民税)の申告について

町民税の申告を次のとおり受け付けますので、お早めに申告してください。

1. 期日
平成21年2月16日(月)から21年3月16日(月)

2、時間

午前9時～11時30分

午後1時～4時

3、会場

草津町役場四階大会議室

(確定申告会場)

4、申告に必要なもの

①印鑑

②給与や公的年金の源泉徴収票、

その他収入等を明らかにする書類

③生命保険、個人年金、地震

保険、旧長期損害保険料の

証明書

④国民健康保険、国民年金な

どの支払い証明書、医療費

の領収書等、その他必要と

思われるもの

⑤から④までについては平成

20年分(平成20年1月1日～12

月31日)をご用意ください。

※事業所得者や不動産所得者等

の方につきましては、平成20年

中の収入と経費をまとめておい

てください。内容により所得税

の確定申告になる場合があります。

この場合金融機関の預貯金に使用

している印鑑や口座番号が必要

になる事がありますので念の

ためにご用意ください。

◎青色申告の方は提出のみの扱

いとさせていただきます。

◎ふるさと納税による税額控除

を受けられる方は領収書を必ず

お持ちください。

◎平成21年10月より公的年金が

ら町県民税を天引きする特別徴

収が始まります。対象になる方

は前年中に公的年金の支給を受

けている65歳以上の方々です。

条件により天引きにならない場

合もあります。

◎平成20年度町県民税において

住宅借入金等特別税額控除の申

告をされた方は毎年申告が必要

です。21年長剣未税についての

申告期間は平成21年3月16日ま

で、「市町村民税道府県民税住

宅借入金等特別税額控除申告書」

を①確定申告をされる方は確定

申告書と一緒に税務署へ、②確

定申告をされない方は源泉徴収

票を添付して平成21年1月1日

現在お住まいの市町村へ提出し

てください。

※「市町村民税道府県民税住宅

借入金等特別税額控除申告書」

は役場税務課にあります。また、

草津町ホームページ税務課町民

税コーナーよりダウンロードで

きますのでご利用ください。

※ご不明な点がありましたらお

問い合わせは役場税務課まで。

TEL0279-88-7186

町県民税(住民税)の申告と

国民健康保険税について

国民健康保険税は加入者の前

年中の所得に基づいて計算され

ます。国民健康保険に加入して

いる方は、国民健康保険税の算

定のために所得等を申告してい

ただ必要があります。特に会

社等を年度途中で退職した方、

働いていなくて所得がない方は

必ず町県民税の申告を行って

ください。申告がないと、所得が

判断できませんので、低所得者

に対する保険税の軽減措置が受

けられません。また、高額療養

費や入院のときの食事療養費の

自己負担額が上位所得者(基礎

控除後の所得が600万円を超

える人)と同じ扱いになります。

また、後期高齢者医療制度に

該当する方(原則75歳以上の方々)

も対象となりますので、併せて

住民税の申告をお願いします。

※ご高齢の方は、申告を身内

の方に依頼されるかまたは住民

福祉課に連絡してください。

※お問い合わせは役場住民福祉

課まで。

TEL0279-88-7189

申告書の作成は、国税庁ホームページの便利な「確定申告書等作成コーナー」で!!

(www.nta.go.jp)

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。作成した申告書等は、プリンタを使って印刷した「書面」により、税務署に提出することができます。

「e-Tax」を利用する方にもおすすめ!

「確定申告書等作成コーナー」でe-Tax用データを作成して、電子申告(e-Tax)をすることもできます。

「e-Tax」を利用して申告すると...

①最高5,000円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxを行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。(平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません)

②添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は指示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出又は指示を求められることがあります)

③還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

e-Taxの利用に関しては、開始届出書の提出、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

源泉徴収票が 送られます

老齢を支給事由とする年金を受けている方には、1月中旬から下旬にかけて社会保険業務センターから「公的年金等の源泉徴収票」が送られます。この源泉徴収票には、昨年の1月から12月までの1年間に支払われた年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています。（介護保険料等が年金から特別徴収されている場合の源泉徴収税額は、支払われた年金額から介護保険料額等を控除した後の金額で計算されています。）年金のほかに収入があるなどの理由で確定申告をする方は、申告手続きをする際にこの源泉徴収票が必要になります。

きをしてください。
なお、遺族年金、障害年金には税金がかかりませんので、これらを受給している方には源泉徴収票は送られません。

源泉徴収票についてのお問い合わせは、ねんきんダイヤル（TEL0570・05・1165）へ。

◇付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者（自営業者等）や65歳になるまでの任意加入被保険者は、ご希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納める必要があります。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることができます。

付加年金の加入をご希望の方は、お住まいの市町村役場へお申し出ください。

役場住民福祉課国民年金係（TEL0278・88・7189）へお申し出ください。

「定額給付金」の給付を 装った「振り込め詐欺」や 「個人情報の詐欺」に ご注意ください

「定額給付金」については、現在、給付の内容や方法が検討されているところであり、まだ皆さんにご連絡や給付を行う段階ではありません。

次のことに注意して、被害に遭わないようにしましょう。

◎現時点では、国や県の機関、市役所・町村役場の職員などが、皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することはありません。

◎「定額給付金」の給付のために、銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預け払い機（ATM）の操作や、手数料などの振り込みをお願いすることはありません。

※不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたりした場合は、振り込め詐欺被害防止ホットライン（TEL027・224・5454）二十四時間受け付け）にご連絡ください。

◇問い合わせ先

県庁市町村課
TEL027・226・2221
FAX027・243・2205

平成20年「住民基本台帳の一部写し」閲覧状況

住民基本台帳法（以下「法」という）第11条の2第1項の規定による申出に関する閲覧の状況について、法第11条の2第12項の規定により、平成20年の閲覧状況を公表します。

申出機関の名称及び代表者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に関する住民の範囲
地域計画株式会社 代表取締役 小山田 吉孝 委託者：群馬県環境森林部環境政策課 課長 堀口 修	「地球温暖化に関する 県民意識アンケート調査」 実施のための対象者抽出	平成20年1月17日	大字草津全地域 20歳以上の住民
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博 委託者：群馬県知事 大澤 正明	「保健医療に関する 県民意識調査」 実施のための対象者抽出	平成20年8月27日	大字草津260番地～ 大字草津639番地～ 20歳以上の住民
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 小山田 吉孝 委託者：NHK放送文化研究所世論調査 部長 橋本 恵和	「テレビと気分生活時間調査」 実施のための対象者抽出	平成20年8月29日	大字草津260番地～ 大字草津639番地～ 20歳以上の住民

お知

介護職等をめざす人のための地区別就職相談会開催のお知らせ

介護の仕事に就きたい方、仕事の内容を知りたい方に、介護施設の職員などが、わかりやすく親切に相談に応じます。

◇期日及び会場

県内、4地区で開催します。

2月1日(日)

太田市学習文化センター研修室
(太田市飯塚町1549-2)

2月7日(土)

利根沼田文化会館会議室
(沼田市上原町1801-2)

2月8日(日)

高崎・地域医療センターホール
(高崎市高松町6番地)

2月15日(日)

群馬県社会福祉総合センター研修室
(前橋市新前橋町13-12)

◇時間

午後1時～4時30分

◇内容

介護施設の職員と、個別に相談ができます。

群馬県福祉マンパワーセンター

が就職に関する相談に応じます。

◇費用 無料

◇申込み方法

当日、直接会場にお越しください。

◇問い合わせ先

県庁介護高齢課

TEL027-2226-2575

FAX027-2223-6725

草津都市計画の変更に関する案の閲覧と公聴会の実施

草津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(県原案)をまとめたので、次のとおり案の閲覧と公聴会を実施します。

◇都市計画原案の閲覧

①対象となる都市計画原案及び概要

【県原案】

草津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(草津都市計画区域マスタープラン)の変更

【概要】

○都市計画の目標

○区域区分の決定の有無

○主要な都市計画の決定の方針(土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業)

②閲覧について

【閲覧場所】

群馬県都市計画課、群馬県中之条土木事務所及び草津町愛町部観光創造課

【問い合わせ】

群馬県都市計画課

TEL027-2226-3654

群馬県中之条土木事務所

TEL0279-75-3047

草津町愛町部観光創造課

TEL0279-88-7188

【閲覧期間】

平成21年1月14日(水)から同年1月28日(水)まで(土日は除きます)

午前8時30分から午後5時30分まで

◇公聴会の開催

【日時】

平成21年2月5日(木)

午後2時から順次開催(当日は、中之条長野原及び吾妻都市計画区域マスタープランについての公聴会も同時に開催します)

【会場】

群馬県中之条土木事務所2階会議室

【公聴会の傍聴】

希望者は直接会場へお越し下さい。

【公述申出書の提出】

公聴会で公述を希望する人は、「公述申出書」を提出することが出来ます。「公述申出書」には、住所、氏名、年齢、職業、電話番号、都市計画原案についての利害関係及び意見の要旨を記載した「公述申出書」を直接又は郵送で提出して下さい。(様式は、閲覧場所において配布します)

【公述人の選定】

公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知します。

なお、公述人は代理人に意見を陳述させることができます。「代理委任状を提出し、議長の承認が必要となります。」また、文書により意見の提示をする事が出来ます。(この場合、議長による文書の朗読をもって意見の陳述に替えます。)

【申述締切日】

平成21年1月28日(水)必着

※なお、公述人がいない場合、公聴会は中止となります。その際は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県都市計画課及び公聴会の開催予定場所(群馬県中之条土木事務所)にその旨を掲示します。

【公述申出書の提出先】

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1

群馬県都市計画課

(郵送の他、各閲覧会場経由でも提出は可能です。)

長寿医療(後期高齢者)制度一部見直しについて

このことについて、政府による制度見直しが行われ、下記のとおりになりますのでお知らせいたします。

◇75歳年齢到達月の自己負担限度額の特例について

月の途中に75歳の誕生日を迎えた場合、病院に支払う一部負担金が2倍となる問題について、病院に支払う一部負担金が、今までと同様の負担となるよう政令を改正いたしました。

※平成21年1月1日施行(4月からさかのぼり適用されます。)

◇長寿医療(後期高齢者)制度保険料の特別徴収と口座振替の選択制の見直しについて

①国民健康保険における納付実績が相当程度(2年)ある者

②連帯納付義務者がいる者で年金収入180万円未満の者

上記①及び②の要件を原則撤廃し、「市町村が認める者全て」について口座振替による納付を可能とするよう政令を改正しました。

※平成21年4月1日施行(平成21年4月年金支給分から希望される方は、平成21年1月31日までに、住民福祉課まで印鑑、保険証を持参の上申し込みをしてください。)

◇現役並み所得者の判定基準の見直しについて

長寿医療(後期高齢者)制度への移行に伴い、新たに現役並み所得者となった方について、判定方法を変更することにより、従前と同様の負担割合(1割)となるよう政令を改正いたしました。

※平成21年1月1日施行(さかのぼり適用はされません。草津町においては調査の結果、該当者となる方はいませんでした。)

◇わからないこと等については

草津町役場

住民福祉課長寿医療(後期高齢者)係まで

TEL0279-88-7189

(直通)

こころの相談(電話相談)

こころの病気や不安・悩みをもつ方の電話相談を受け付けます。

◇期 日 2月15日(日)

◇時 間 午前10時～午後3時
なお、より多くの方の相談を受けるため、個々の相談時間を制限させていただく場合があります。

◇内 容

仕事などで平日には相談ができない方のために、精神科医、ケースワーカー等が電話相談に当たります。

◇対象者

こころの病気や不安・悩み等の相談のある方(本人・家族)

◇専用電話

027-290-2920

◇費用 無料

(但し、電話代はかかります。)

◇問い合わせ先
群馬県精神保健福祉協会事務局
(群馬県こころの健康センター内)
電話027-263-1166

ゴミの出し方についてパート3

◇もえないゴミの出し方

昨年10月6日から資源ごみの分別が始まりもえるごみ・資源ごみ(ビン・缶・ペットボトル)・もえないごみの3分別になりました。

ゴミステーションにおけるもえないゴミの収集は、月に2回となっております。

例) 出せる日が第1・3火曜日とある場合 各月の1回目の火曜日と3回目の火曜日に出して下さい。

例) 第2・4火曜日とある場合 2回目の火曜日と4回目の火曜日となります。

5回目の曜日は、収集しませんので注意して下さい。

各ステーションの収集日と時間を守って下さい。

収集車が収集した後は、ゴミの無いステーションになるようマナーを守りましょう。

主なもえないゴミ

- ①容器は、中身の無い状態で出して下さい。
- ②ガスカートリッジやスプレー缶は、中のガスを使い切して下さい。



※不明な点はクリーンセンターまで気軽に問い合わせ下さい。(88-2407)生活環境課

平成21年1月のテーマ『販売』

『いつだって 草津よいとこ 湯めぐり散歩』

(東殿塚区 黒岩 静子さん作)

〜〜2月は『誘客』をテーマに標語を募集します。〜〜

実践五原則・1月の標語については、東殿塚区の黒岩静子さんの作品を採用させていただきました。

2月は『誘客』を

テーマに標語を

募集いたします。

町では、毎月の標語を多くの皆さんが実践し、身近なところから町民憲章への認識を深められ、一緒になって町づくりに参加いただくことができると考えます。

☆提出方法について
はがきに標語と住所・氏名(フリガナ)・電話番号を記入して郵送にて提出ください。また、直接役場へ提出していただいてもかまいません。
☆採用させていただいた方には記念品を贈呈いたします。

☆提出期限

1月22日(木)

☆申し込み・問い合わせ先

〒377-1792

草津町大字草津28番地

草津町役場

愛町部総務課庶務係

必ずチエック最低賃金！
使用者も 労働者も

最低賃金の区分	時間額	改正発効日
群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)	675円	平成20年 10月16日
特定最低賃金	製鋼・鉄素形材製造業	784円
	一般機械器具製造業	774円
	電気機械器具製造業	772円
	輸送用機械器具製造業	774円

1、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、平成20年10月16日から改正発効しています。特定（産業別）最低賃金は、平成20年12月20日から改正発効することになりました。

2、18歳未満または65歳以上の者や、定められた軽易な業務に従事する者については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外されます。

3、最低賃金の対象となる賃金には、臨時または1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精算手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。

4、精神または身体の障害によ

り著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金が適用されます。

5、派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室 前橋市大手町1丁目10番7号（電話027-210-5005）又は、群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

歩行型除雪機による事故を防ごう!!

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

- ①作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。
- ②雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、プロフ）が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。
- ③回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。
- ④発進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。
- ⑤除雪作業中は、雪を飛ばす方向に、人や車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにしましょう。

◇問い合わせ…社団法人日本農業機械工業会／除雪機安全協議会
電話03-3433-0415 ホームページ <http://www.jfmma.or.jp>

赤い羽根共同募金にご協力いただきありがとうございます

このたび、草津小学校児童会、草津中学校生徒会、各区民の皆様より赤い羽根共同募金にご協力をいただきました。

寄付金額は目標金額を上回る683,087円になりました。この募金は、群馬県共同募金会へ送金し、地域の福祉向上のために大切に使われます。



草津町指定文化財シリーズ⑨

身近な場所にある草津町の指定文化財をシリーズで紹介しします。

『湯本三郎右衛門幸綱』

ゆもとさぶろうえもんゆきつな

及び湯本図書幸宗の墓並びに五輪塔

ごりんのとう

場所…草津641-3 草津町湯本原墓苑
管理者…草津町



元、草津町地蔵の月州寺墓地にあったもの。墓地移転により現在地に移された。湯本三郎右衛門は、湯本氏の始祖から37代目。草津領主で長祿の合戦の勇士。天正13年（1585）徳川家康が、真田氏の上田城を攻めたとき、味方につけば1万石で召抱えたいと誘われたがこれを拒否し、日頃恩を被っている真田氏のために働いた忠節の士。六合村日影の龍澤寺を再興した。寛永2年（1625）没。龍澤寺に供養塔がある。

湯本図書は草津領主、湯本三郎右衛門幸綱（幸綱の孫）の第子。沼田藩家老として八百石を領したが世継ぎがなく、前橋藩家老高須藤部貞頼の二男五郎兵衛貞頼を養子とすべく、主君沼田藩主伊賀守真田信澄に願

い出たが許されず、再度の願いを出したため、伊賀守の勘気に触れ、図書の跡嗣が決められぬまま図書は没し、湯本家は断絶した。

草津町湯本原墓苑には、幸綱、図書の墓と並んで小さな五輪塔がある。湯本家断絶後、その館跡は菩提寺月州寺の墓地となり、そこに建てられた累代の供養塔が、この五輪塔であると考えられている。天和二年（秋七月十四日）の銘がある。いまは訪れる人も稀であるが、戦国時代から江戸時代初期の歴史を證す貴重な遺跡である。

地デジについてご不明な点は 以下の関係機関にお問い合わせください。

《地上デジタル放送全般についてのお問い合わせ先》

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

総務省には地デジの相談窓口があります。電話で相談を受けつけています。

- 私の家では、地デジを見ることができますか？
- 地デジを見るには、どうすればよいですか？

など、わからないことがあったら電話でお問い合わせください。

電話：0570-07-0101 (平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00)

IP電話など、上記番号でつながらない場合は、電話：03-4334-1111で、お受けいたしております。

《電気店・家電量販店》 りようはん

テレビの設置やアンテナについては、テレビなどを購入した、お店(電気店・家電量販店など)で相談にのってくれます。

《メーカー各社》

地上デジタルテレビそのものの故障や、使い方、つなぎ方がわからないといった相談は、それぞれのメーカーにご連絡ください。

《ケーブルテレビ関連団体》

ケーブルテレビで地デジを見る方法についての相談は、各事業者のほか、ケーブルテレビ団体でも受けつけています。

日本ケーブルテレビ連盟 日本CATV技術協会
電話：03-3490-2022 電話：0120-77-4673

地デジであなたをだます **詐欺** にご注意!

テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。身におぼえのない工事や代金請求にはご注意ください。

たとえば、次のような手口の詐欺が発生しています。

総務省やテレビ局の名前が書かれた手紙が届き、「地上デジタル放送切りかえ助成金」が支給されるので、手数料の支払いをするよう書かれている。

「テレビ局職員」「地上デジタルテレビ受信対策員」を名のる男が自宅にやってきて、受信工事やテレビの調整の代金支払いを求める。

地デジ対応で、総務省やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けた時は、すぐには支払わず総合通信局(総務省の地域機関)、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。



みのり通信 ~ くさつタウンミーティング100 ~

☆草津温泉経済対策協議会が発足しました。

先月お知らせいたしました緊急活性化会議を受けまして、行政・議会、並びに観光協会・商工会・旅館協同組合の業界三団体が一体となる形で、草津温泉経済対策協議会が発足いたしました。

協議会では、今後各所属団体毎の会議を通じて、町民の皆様の率直なご意見を聴取しながら、短期的には「誘客」をテーマとして、中・長期的には「日本一元気な町づくり」を目指して活動してまいります。

皆様におかれましても、それぞれのお立場からお考えをお聞かせ下さいますよう、お願い申し上げます。



☆ふるさと納税「草津よいとこ元気基金」の周知にご協力下さい。

11月号でお知らせいたしました「草津よいとこ元気基金」ですが、町ではこの基金への寄附者を募っております。ふるさと納税制度は財政の厳しい草津町にとって、自立のために貴重な財源となる可能性をもっています。

どうぞ皆様のご家族・ご親戚はもちろん、町外に居住されていらっしゃる方々に、是非ご紹介いただきますようお願い申し上げます。



☆ ふるさと納税とは...

地方自治体に5千円を超える寄付をした場合に、住民税などから控除が受けられることにより、希望の地への納税が擬似的に実現するようになった仕組みです。

◆ ◆ ◆ お願い ◆ ◆ ◆

皆様の周辺で、既存の団体や組織、個人等でも結構です、既に自立のまちづくりを実行しているようなことがありましたら、役場総務課（自立推進対策室）までご連絡下さい。

一部の方だけではなく、町民の皆様に広報をし、ネットワークを拡げていけるように、お手伝いが出来ればと考えます。

連絡先： 草津町役場愛町部総務課（自立推進対策室）Tel 0279-88-0001

生涯学習だより

1月号

月せまり 金の光の ふりおちる 吾が頭上にぞ満ちる 天空

今井 馨子

冬、月が一番地球に近づいた夜、その月を見てつくりました。

草津かるた

せ



せ

殺生河原に
咲いてうれしい
石楠花のはな

1月26日は文化財防火デーです

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たります。この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るものであると位置づけられています。

草津町では、皆さんの身近なところに、多くの文化財があります（指定文化財シリーズで紹介しています）が、その他にも伝統を受けついだ旅館等の貴重な建造物等があります。

町民の皆様の防災意識を高めるとともに、文化財等に対する愛護にもご協力下さいますようお願いいたします。

老人クラブよりあたたかいプレゼント



老人クラブ連合会女性部の皆様より児童館の子ども達に手作りのプレゼントをいただきました。

老人クラブの方々と児童館の子ども達とは、むかしあそび等を通じて交流がありますが、12月22日に日頃の感謝と、子ども達の元気で健やかな成長を願って毛糸で編んだ手作りのネックウォーマーのプレゼントをいただきました。

あたたかな気持ちの込められたプレゼント、ありがとうございました。

バスケットリー教室を開催しました

11月29日にバスケットリー教室が実施されました。参加者の皆さんは“つる”を編んで籠を作りました。

前にならんでいるのが、編んだ籠です。





THE SPA
K U I A T I U

**2009年
シーズン始動！**

🏠 植木監督お疲れ様！湯かけで御礼！🏠

2008年12月7日（日）、湯畑白旗源泉前にて2008シーズン報告会が行われ、トップチーム選手・スタッフが参加しました。昨季限りで監督を退いた植木繁晴ゼネラルマネージャーや松下裕樹主将らが、サポーターや町民の皆様にチームへの声援に感謝を述べ、最後に、選手・スタッフ一斉に湯かけが始まりました。湯かけは、用意していたお湯は瞬く間になくなってしまう程の勢いで、前日に仙台での最終戦を終えたばかりの選手たちも、疲れた表情を見せずに湯かけを楽しんでいました。

湯かけが終わった後も選手たちは「来季もまた湯かけをしたい」と興奮した様子でした。チームでは節目を迎えた時に、今まで湯かけをしてきました。次回、湯かけをする時はザスパがJ1昇格を決めた時です。もう1度、そして今度は歓喜の湯かけができるように、やる気の高まった選手たちは2009年シーズンのJ1昇格に向けて、今年も熱い試合を見せてくれるでしょう。



🏠 木村コーチ、スキー場開きに参加 🏠

2008-09シーズンの草津国際スキー場開きが、2008年12月6日（土）本白根地区「逢の峰ゲレンデ」で行われ、ザスパ草津U-23の木村コーチが参加しました。天候には恵まれたものの、ゲレンデの気温は-9℃。強風だったため、体感温度はもっと低いはずですが、試合や練習では熱い木村コーチも、寒さは苦手なようで、玉串奉てんを果たすまで、寒さに身を縮めていました。

当日は県内外から、この日を待ち望んでいた人たちが大勢来て、スキーを楽しんでいました。スキーも冬場の練習になるので、木村コーチは練習に活用しようと考えているのかもしれません。

🏠 白根神社で必勝祈願！目指すはJ1！！ 🏠

2009シーズンの必勝祈願を1月24日（土）に白根神社で予定しています。昨年のザスパはシーズン中盤で調子を上げて、J1昇格争いにも絡むなど、J2の台風の目となりました。シーズン終盤になってから、調子を落としてしまいましたが、13勝14分15敗で15チーム中9位の成績で終わりました。2009年は3チームがJFLから昇格したため、J2は18チームでの総当たり3回戦制になり、年間51試合と、とても厳しい戦いになります。試合数は増えますが、当然、昨年以上の結果が求められます。そこで、原点である草津町で必勝を誓い、2009年の戦いに弾みをつけたいところです。2006年まで町内でチャレンジャーズチームを率いていた佐野達新監督の新生ザスパ、草津での初お披露目。詳細は未定ですが、トップチーム・U-23全選手・チームスタッフが白根神社に集合する最初のイベントです。ぜひ、白根神社にお越しください。

スポーツ大会の結果

第14回草津町シニアゴルフ大会

11月16日(日)、草津カン
トリッククラブにおいて標記大
会が行われ、総勢26名の小
中学生が参加し、日頃の練習
の成果を存分に発揮しました。
参加選手の健闘を称え、以
下の通りお知らせいたします。

小学生低学年男子の部

優勝 宮崎 雄大
準優勝 森 慶次郎

小学生低学年女子の部

優勝 池田 光
準優勝 青木 麻依
第3位 安達麻衣菜



第4位 松本 莉子
第5位 青木 比那
第6位 霜田由三加

小学生高学年男子の部

優勝 徳山 太一
準優勝 関 輝
第3位 山口 太誠
第4位 根岸 孝征
第5位 高橋 祐輔
第6位 松本 隼人
第7位 吉田 圭佑

小学生高学年女子の部

優勝 細内 美鈴
準優勝 川村 芽衣
第3位 羽田瑛莉菜
第4位 黒岩 瑞貴
第5位 黒岩小真貴
第6位 高橋明日香
第7位 安達 時歌
第8位 池田 実句
第9位 山口 沙樹

中学生の部

優勝 小藤 渡
準優勝 関 彩音

町民卓球大会



12月7日(日)、草津町総合体育館において標記大会が行われ、小学生から大人まで24名が参加し、楽しく、また白熱した試合が行われました。
参加選手の健闘を称え、以下の通りお知らせいたします。

小学生の部

優勝 入村 巧
準優勝 入村 直希

中学生の部

優勝 山口 洗己
準優勝 前田 優也
第3位 判瀬 一輝

一般男子の部

優勝 井出 光治
準優勝 中澤 篤夫
第3位 佐藤 俊之

一般女子の部

優勝 山口 佳子
準優勝 篠原 政子
第3位 宮崎 妙子

第27回草津町剣道大会



12月13日(土)、草津町総合体育館において標記大会が行われ、小学生から大人で総勢45名が参加し、熱気にあふれた試合が行われました。参加選手の健闘を称え、以下の通りお知らせいたします。

小学生低学年の部

優勝 田中 敦大
準優勝 安齋志板里
第3位 宮崎 久美

小学生高学年の部

優勝 小林 大悟
準優勝 田中 智也
準優勝 高原 泉

中学生男子の部

優勝 櫻井 貴也
準優勝 小林 奨汰
第3位 篠原 総太

女子の部

優勝 阿部 佳織
準優勝 宮崎 靖子
第3位 堀田 菜緒

一般の部

優勝 米 淳雄
準優勝 櫻井 貴也
第3位 菅野 和男

平成20年度大島杯草津町民柔道大会



12月33日(火・祝)、草津町総合体育館において標記大会が行われ、小学生から大人で総勢24名が参加し、熱戦を繰り広げました。参加選手の健闘を称え、以下の通りお知らせいたします。

小学生Aの部

優勝 千川 大和
準優勝 田村 柁斗
第3位 小林 健二

小学生Bの部

優勝 渡邊 涼斗
準優勝 渋谷 愛優
準優勝 今井 聖也

一般の部

優勝 長岡 弘益
準優勝 石田 真
第3位 吉田 富男

団体の部

優勝 長岡チーム
準優勝 石田チーム
第3位 水出チーム

＋ 1月当番医予定表

日	科	内 科	外 科	休日夜間当番病院
1月11日(日)		中之条町 (75)3055 吾妻中央病院	長野原町 (82)2188 長生医院	中之条町 (75)3055 吾妻中央病院
1月12日(月)		東吾妻町 (68)2103 加地医院	草津町 (88)7611 草津温泉松岡医院	中之条町 (75)3055 吾妻中央病院
1月18日(日)		中之条町 (76)3435 しまだ医院	長野原町 (82)2188 長生医院	東吾妻町 (68)2711 原町赤十字病院
1月25日(日)		中之条町 (75)2131 平田医院	草津町 (88)2030 布施医院	中之条町 (75)3055 吾妻中央病院

お誕生おめでとう

※敬称略



地 区 氏 名 保護者
泉 水 わた なべ ゆい 康 治 絵

24時間健康テレホンサービス

群馬県保険医協会では、
24時間健康テレホンサービスを
実施しています。

電話027-234-4970(ヨクナレ)に
かけると約3分の健康講話が聞けます。

☆直接相談タイム(医師対応)
8日(内科)・14日(歯科)
※午後7時30分～9時まで

プログラム
1月(1日から31日)
月曜/寒冷じんましん
火曜/風邪を引きやすい子
水曜/冬の唇のあれ
木曜/ことしの花粉症
金曜/歯茎の出血
土・日曜/インフルエンザと解熱剤

おくやみ申し上げます

※敬称略

地 区 氏 名 享年
本 町 やまもと ジン 99
馬 場 つちや はるみ 83
南本町 くらち みわこ 80
前 口 なかざわ 中澤 みち 96



今月の納税

町県民税

4期分

国民健康保険税

8期分

納期限

平成21年1月30日(金)

掲載を希望されない方は届け出の際にお申し出下さい。



1月の行事予定



10(土)	25(日)
11(日)	26(月)
12(月) 成人の日	27(火)
13(火)	28(水)
14(水) 1才6ヶ月、3才児健診(13:30～保健センター)	29(木) 乳児相談(10:00～保健センター)
15(木) 3学期始業式(小・中学校)	30(金)
16(金) 県民防犯の日	31(土)
17(土) おはなし会(11:30～図書館)	2/1(日)
18(日)	カレンダー内のお問い合わせ先 観光協会 88-0800 観光公社 88-4050 保健センター 88-5797 草津中学校 88-2227 教育委員会 88-0005 草津小学校 88-2156 スポーツ振興課 88-5288 草津国際スキー場 88-8111 草津温泉フットボールクラブ 88-7370 総務課 88-0001 住民福祉課 88-7189 土木課 88-7184 観光創造課 88-7188 図書館 88-7190 草津公民館 88-3619 社会福祉協議会 88-1050 千客万来事業部 88-9000
19(月)	
20(火) 町民スキー教室(草津国際スキー場)	
21(水) メンズクッキングクラブ(10:00～保健センター)	
22(木)	
23(金) 第3回幼児交通安全教室(13:30～役場) 人権相談・行政相談(10:30～役場)	
24(土)	

広報いでゆ

広報では、皆さんの身近な話題や、登場してくれるわがやのアイドル(4歳未満)、
 こにちは赤ちゃん(一歳未満)等を募集しています。また、よりよい広報紙と
 するためのご意見、ご希望ありましたら下記までご連絡願います。

役場総務課広報係 tel.88-0001(内線313)

タウンデータ

人口・世帯数 (21年1月1日現在)	男	3,593人	女	3,794人
	合計	7,387人	世帯数	3,499世帯
	転入	41人		
入り込み客数 (11月分)	転出	32人		
	合計	218,837人(93.16%)		
	日帰り	78,337人(92.71%)		
	宿泊	140,500人(93.42%)		(前年対比)



こんにちは
赤ちゃん

なな
桑原 那奈 ちゃん
(2ヶ月)
正裕 実子 さんの次女

平成21年1月16日発行
編集発行:草津町役場総務課

〒377-1792 群馬県吾妻郡草津町大字草津28番地
Tel. 0279-88-0001 Fax. 0279-88-0002

ホームページ: www.town.kusatsu.gunma.jp

題字は草津町書道会会長 本多銀造氏書